

2020年5月19日号（令和2年）第3667号週刊

購読の  
お申し込みは **0120-155103** Web 版はこちらへ  
ホームページ <https://www.jutaku-s.com> 住宅新報 検索



ケータイは  
こちらから

ホームページ <https://www.jutaku-s.com>

余 索

全国の読者とともに73年



昭和23年創刊

# 住宅新報



出村要希子氏

居抜きを前提とした原状回復不要の物件が増えつつあります。当社が管理する倉庫ビルの大空間に、入居テナントが設置した間仕切りがありました。分割貸しをするのに都合の良い間仕切りだったので、原状回復工事は行わず金銭で精算し、明け渡し直前まで使用してもらう代わりに入居希望者の内見を受け入れてもらいました。テナント退去前に新しいテナントが見つかり、入居するテナントも

## 倉庫リノベーション

## ② ここがポイント！

## 原状回復を考える

※でむら・あき】富山県出身。奈良女子大学学院修了。一級建築士、宅地建物取引士。15年より㈱イーコン総合研究所代表取締役。著書に「築古」「ビル・倉庫」のリノベーション・コンバージョン計画実務資料集【総合ユニコム株・共著】

原状回復を行う、行わないと  
いの二択ではなく、次の二  
ナント入居の汎用性を考え  
て、一部の項目だけを金銭  
精算することも有効な手法  
です。例えば当社が管理す  
る別の倉庫ビルは、元の床  
がPタイル。しかし新テナ  
ントがスケルトンの床を希  
望した場合、貼り替えても  
無駄になると考へ、既存の

内装工事が省けたと喜んでくれました。原状回復工事を行わずに入居してもらうことで、前テナントと新テナント、そしてオーナーのすべてがwin-winになることができるのです。

ただ、価値観が多様化した昨今では、個性的なオフィス空間を構築する企業が増えています。次のテナントはそれを壊してまた一から新しい空間を作ります。これは無駄でしかないう、SDGsの観点から言つても配慮に欠けた行為となり得るでしょう。

トは、手間やコストの削減だけではありません。歴代のテナントの記憶が積み重なり、つくづくしていくビルのストーリーも、大きなリットです。その面白さが物件としての差別化にな

もう行い、個性的なオフィスをつくる後押しをしました。退去時の原状回復も不要で、次のテナントが入居したくなるような空間を残して、いつでもおうといふ試みです。この施策は大臣を呼び、空室はまたたく間に満室となりました。

構築に取り組みました。当社の管理物件をスケルトンのまま賃貸し、内装はテナントにDIYで構築してもらっています。内装工事のアドバイスや費用の補助など

Pスタイルの剥がしのみを行い、スケルトン仕上げとして、あとは金銭精算しました。今、新しく入居したテナントは、スケルトンにクリア塗装としたり、タイルカーペットにしたり、フローリングにしたり、それぞれ自由な空間を作っています。

心は次のテナントがつづりを免除することで物件の価値が向上し、汎用性が高まる。また、個性的でも次テナントが見つかるなど、オーナーは万々歳です。

状回復必須が基本。入庫後は、双方で原状を確認し、これまでの原状回復の範囲を確認するのか、補修のやり直し仕様についても確認していく必要があります。その本は押さえたうえで、直回復しないで済む道を探してみることです。

り、大きなアドバンティ  
ともなるのです。  
とはいって、どんなケー  
でも原状回復しなくては  
というわけにはいきま  
ん。契約上は、あくまど



床の原状回復を  
スケルトン仕上げに